定　　款

(2024 年 11 月 26 日改定)

株式会社ＡＢＥＪＡ

株式会社ＡＢＥＪＡ　定款

第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社ＡＢＥＪＡと称し、英文では、ＡＢＥＪＡ，Ｉｎｃ．と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）コンピュータソフトウェア・ハードウェアの企画、設計、開発、販売、賃貸借および運用・保守
（２）人工知能に関する各種技術の研究、企画、設計、開発、販売、賃貸借および運用・保守
（３）データ分析事業
（４）各種教育研修サービス業
（５）広告代理業
（６）経営に関するコンサルタント業
（７）各種調査、情報提供サービス業
（８）出版業
（９）各種イベントの企画、制作、運営
（10）各種物品、サービス等の販売活動およびその支援
（11）知的財産権（工業所有権・特許権・著作権・商品化権・出版権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理
（12）有料職業紹介事業および労働者派遣事業
（13）投資事業、投資顧問業
（14）前各号に関連する調査、企画、研究、開発、コンサルティングおよび業務受託
（15）前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、3084 万 5600 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
２　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。

（招集権者および議長）
第 14 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数存在する場合には、取締役会においてこれを定める。
２　前項に基づき定められた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員数）
第 18 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）
第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって適宜の役付取締役を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数存在する場合には、取締役会においてこれを定める。
２　前項に基づき定められた招集権者および議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第 24 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 25 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 27 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第１項が規定する最低責任限度額とする。

（執行役員）
第 28 条　当会社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第５章　監査役および監査役会

（員数）
第 29 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）
第 30 条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定により、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
４　前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）
第 31 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役の任期は、補欠監査役として選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

（常勤の監査役）
第 32 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 33 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第 34 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において

定める監査役会規程による。

（報酬等）
第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 36 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第１項が規定する最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

（報酬等）
第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第 38 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第１項が規定する最低責任限度額とする。

第７章　計　算

（事業年度）
第 39 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 40 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月 31 日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第 42 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　配当金には利息を付けない。